

食の安全・安心に係る主な関係機関・団体 (2019年度)

関係機関名		計画との関連
関係省庁	食品安全委員会	食品健康影響評価 リスクコミュニケーション
	消費者庁	食品表示法
	厚生労働省	食品衛生法、健康増進法、医薬品医療機器等法
	農林水産省	JAS法、HACCP支援法、GAP
	農林水産省北海道農政事務所	JAS法に基づく監視・指導、食品表示法 「食の安全及び食品表示監視等に関する連絡協議会」の運営
北海道	環境生活部くらし安全局	JAS法、景品表示法 食品表示110番、景品表示法ホットライン
	保健福祉部健康安全局	食品衛生全般
	農政部食の安全推進局	北海道食の安全・安心条例 北海道食の安全・安心基本計画 6次産業化の推進
	石狩家畜保健衛生所	家畜伝染病対策
団体	公益社団法人札幌消費者協会	消費生活相談、消費者教育の推進
	一般社団法人札幌市食品衛生協会	食品衛生指導員 ¹ による巡回指導 食品衛生責任者 ² 資格者養成講習会の実施 「さっぽろHACCP」の運営事務局
	札幌市調理師団体連合会	ふぐ処理責任者の養成
	札幌商工会議所	経済政策への提言等
	一般財団法人さっぽろ産業振興財団	食品製造品質・衛生管理認証の取得に取り組む 中小企業の支援
	一般社団法人札幌市中央卸売市場協会	市場見学者受入
	札幌市農業協同組合	営農指導 「さっぽろとれたてっこ」の推進 「さっぽろハーベストランド ³ 」の普及
	公益財団法人札幌市学校給食会	安全な給食食材の調達 納入業者の登録
その他	他自治体の食品衛生主管部局	違反食品等の情報交換及び調査協力
	試験研究機関、大学等	情報交換、各種連携事業等

1 食品衛生指導員

食品業界における自主衛生管理体制の確立を目指して発足した制度で、札幌市の場合は、規定の講習を修了した者の中から、札幌市食品衛生協会長が任命しています。現在、約750人が、会員施設に対する巡回指導、食品衛生知識の普及啓発等の活動をしています。

2 食品衛生責任者

食品衛生責任者は、札幌市食品衛生法施行条例で、営業施設への設置が義務付けられています。調理師等の有資格者のほか、市長が指定する講習会の課程を修了した者なることができ、営業施設において衛生上支障のある場合に、改善の措置を請じ、営業者に措置を講じるよう進言する責務があります。

3 さっぽろハーベストランド

「さっぽろハーベストランド」とは、石狩管内の6農協（新篠津農協、北石狩農協、石狩市農協、札幌市農協、道央農協、サツラク農協）が、生産者と安全・安心の確保に取り組んでいるさっぽろ圏産の農畜産物ブランド。石狩地区のJAグループでは、「さっぽろハーベストランド」の地産地消活動を通じて、フードマイレージの削減や地域の消費者・商工業者との連携に取り組む、新しい農村と都市との共生（農都共生）を目指すこととしており、札幌市をはじめとする管内の市町村等関係機関や道（石狩振興局）はこの取り組みを支援しています。

食の安全・安心に関連する札幌市の主な取組（2019年度）

区 分		概 要	担当部局		
情報提供	札幌市ホームページ	食の安全ホームページ	食中毒情報、自主回収情報、監視指導結果、子ども向け体験学習会、イベントなど食の安全・安心に関する最新情報の提供	保健福祉局	
		衛生研究所ホームページ	食中毒や添加物など食品に関する科学的事項の紹介等	保健福祉局	
		食育ホームページ	食育情報を一元化 市民の食育活動をサポートするボランティアと企業を紹介	保健福祉局	
		消費者センターホームページ	消費生活相談に寄せられる「よくある相談事例と回答」で食品関連事例を紹介	市民文化局	
		保育所ホームページ	給食における食物アレルギーの対応や離乳食等について掲載	子ども未来局	
		学校給食ホームページ	給食における食物アレルギーの対応や衛生管理の取組等を掲載	教育委員会	
	情報誌、パンフレット等	キッチンメール(年2回)	市民の関心の高い食品衛生関連情報を提供する	保健福祉局	
		野や山のきのこハンドブック	札幌近郊に自生するきのこの中で“特に間違えやすい毒きのこ”を食用きのこ対比して紹介	保健福祉局	
		庭や野山の毒草ハンドブック	庭や野山に生える有毒植物の誤食による食中毒防止のため、食中毒をおこしやすい植物を紹介	保健福祉局	
		さっぽろ食の安全・安心推進協定ガイドブック	食の安全・安心に積極的に取り組んでいる事業者の取組内容をガイドブックでPR	保健福祉局	
		食の安全・安心おもてなしの店ガイドブック	衛生面に優れ、「アレルギーメニュー表示」等の一歩進んだ取組を行うお店を登録し、ガイドブックでPR	保健福祉局	
	展示別	消費者センター	衣・食・住・悪質商法などのパネル展示	市民文化局	
		中央卸売市場	市場に入荷する生鮮食料等の解説	経済観光局	
	行事	講座等	出前講座等	「安全な食生活に向けて」 「食中毒と食品検査」	保健福祉局
			離乳期講習会、親子料理教室	調理教室を通じ望ましい食生活や食の安全・安心の知識を習得する	保健福祉局 各区(健康・子ども課)
消費生活講座 講師派遣講座 体験テスト講座			衣・食・住に関する時宜にかなった各種講座を開催 講師派遣講座は地域のほか小中学校へ出向いて講座を実施	市民文化局	
手洗い教室			保育園や小学校等と連携し、正しい手洗い方法を啓発	各区(健康・子ども課)	
市場見学の受入れ			中央卸売市場の役割や機能を広く市民に理解してもらい、生鮮食料品の知識の普及と消費拡大を図る	経済観光局	
料理教室			水産物及び青果物に関する知識の普及、消費拡大と販売促進及び市場流通の活性化	経済観光局	
イベント			春の山菜展	山菜の標本・パネル展示、毒草による食中毒予防啓発(北海道と共催)	保健福祉局
		食品衛生月間事業	各区保健センター等で食中毒予防のパネル展示、ビデオ放映等	保健福祉局 各区(健康・子ども課)	
		食の安全・安心イベント	食の安全・安心をメインテーマに市民、事業者向け普及啓発、相互理解を深める	保健福祉局	
		さっぽろ子どもGメン体験	子どもに食の安全に関する正しい知識を中央卸売市場などで体験を通して学んでもらう	保健福祉局	

区 分		概 要	担当部局	
行 事	イ ベ ン ト	保健所くらしの衛生展	食品衛生ブースにて、食中毒予防をテーマとした各種実演、標本・パネル展示	保健福祉局
		消費拡大フェア	水産物及び青果物に関する消費拡大と販売促進及び市場流通の理解を深める	経済観光局
		オータムフェスト	イベント出店業者による安全な食の提供及び道内の地場素材の使用	経済観光局
各 種 啓 発	子育て世代への啓発	乳幼児健診時に①食物アレルギーに関する情報提供 ②栄養相談等において、食育の一環として「手洗いの励行」等について啓発	保健福祉局 各区（健康・子ども課）	
		保育所児童の保護者及び子育て支援センター利用者を対象に①食育講座を開催し、衛生に関する指導②栄養相談等において、食物アレルギーや離乳食、食品、食品衛生に関する情報の提供を行う	子ども未来局	
	保育所児童への指導	給食前の手洗いやクッキングなどの食育を通して衛生について学習	子ども未来局	
	児童生徒への指導	給食の時間などを通して食品の衛生的な取扱いについて学習	教育委員会	
	学校から情報発信	給食だよりや給食試食会等を通して食の安全、衛生に関する学校における取り組みを紹介し、家庭での取り組みについての啓発を行う	教育委員会	
	さっぽろ食スタイル	北海道の食材を使用した栄養バランスのよい食事を環境に配慮して実践する	保健福祉局 各区（健康・子ども課）	
	しろくま忍者の手洗いソング普及	幼児教育施設へオリジナル手洗いソングのCD/DVDを配布し、幼少期より手洗い・うがいを習慣づける	保健福祉局 子ども未来局	
意 見 交 換 ・ 募 集	さっぽろ食の安全・安心市民交流事業	生産、製造、流通、販売等の現場で市民が事業者と意見交換することで食の安全に関する理解を深める	保健福祉局	
	計画への意見募集	推進計画、監視指導計画を策定する際に市民から意見を求め、計画に反映	保健福祉局	
相 談 窓 口	食品衛生に関する市民相談	表示や異物混入、施設の衛生管理等に関する苦情・相談を受け付け、必要に応じて原因究明、再発防止対策等を実施	保健福祉局 各区（健康・子ども課）	
	消費生活相談	「食料品」も含めた、消費者の安全を害する商品、及びその取引に関する問合せや苦情相談を受け、助言等を行っている	市民文化局	
人 材 の 養 成 、 資 質 向 上	さっぽろ食の安全・安心モニター	市民モニターが食品の表示や利用した店舗の衛生状態などについて調査・報告	保健福祉局	
	食生活改善推進員養成講座事業	食のボランティアを養成する際に、衛生的な食品の取扱いの講座を開催	保健福祉局 各区（健康・子ども課）	
	保育所給食関係者研修	保育所給食における衛生管理に関する研修会	子ども未来局	
事 業 者 向 け	札幌市食品衛生管理認証制度（さっぽろHACCP）	HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の推進（衛生管理ネットワーク協議会が認定）	保健福祉局	
	食品衛生管理等の認証取得支援	国内外への販路拡大を目指して各種認証（HACCP、ISO、FSSC等）の取得に取り組む事業者への補助及び食品衛生認証に関するセミナー等の開催	経済観光局	

安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議 委員名簿

(敬称略・五十音順・2020年3月31日時点)

	委員氏名	所属団体、役職等
1	◎ いけだ たかゆき 池田 隆幸	藤女子大学人間生活部食物栄養学科 教授
2	○ ゆうざき つねひろ 勇崎 恒宏	札幌商工会議所 食品・貿易部会 部会長 一般社団法人札幌市中央卸売市場協会 代表理事
3	あらせ さとみ 荒瀬 里実	市民公募委員
4	いまい けいじ 今井 啓二	一般社団法人札幌観光協会 専務理事
5	うすい えいぞう 臼井 栄三	市民公募委員
6	えぐち ひろし 江口 裕	札幌駅総合開発株式会社 営業本部サービス推進部食品衛生専任部長
7	おおみや あゆみ 大宮 あゆみ	フリーライター (野菜ソムリエ)
8	かわうち みき 川内 美樹	市民公募委員
9	かわはら みつこ 河原 光子	市民公募委員
10	こやま なおみ 小山 奈緒美	公益社団法人 北海道栄養士会 札幌石狩支部長
11	ささき たけとも 佐々木 威知	株式会社セコマ 広報室 部長
12	そが としふみ 曽我 俊史	札幌市農業協同組合 経済部営農販売課長
13	たけだ みほ 武田 美保	市民公募委員
14	どい だいすけ 土井 大輔	スイーツ王国さっぽろ推進協議会 会長
15	なめかた さちよ 行方 幸代	公益社団法人札幌消費者協会 副会長
16	にしね ゆうじ 西根 裕治	一般社団法人札幌市食品衛生協会 専務理事
17	ふじもと ようすけ 藤本 陽介	北海道新聞社編集局 くらし報道部 部次長
18	まさぐち ひとし 牧口 仁	市民公募委員
19	まつもと のぶこ 松本 信子	市民公募委員

◎：会長 ○：副会長

計画策定過程

1 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議における審議

審議過程	
2018年度	
7月31日	…第1回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議開催 条例及び前計画の概要 第2次推進計画の策定スケジュールの確認
2月27日	…第2回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議開催 第2次推進計画の方向性検討
3月29日	…第2次推進計画素案への意見照会 計画素案への意見照会（意見照会①）
2019年度	
4月18日	…第1回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議開催 市長から推進会議に対して第2次推進計画の策定について諮問 計画素案の修正内容の検討（1回目）
6月14日	…第2次推進計画修正素案への意見照会 修正素案への意見照会（意見照会②）
7月4日	…第2回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議開催 答申案の検討（2回目）
7月31日	…推進会議から市長に対して答申（手交式） ～委員改選（任期：令和元年8月1日から令和3年7月31日）～
8月23日	…第3回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議開催 答申案の確認
1月23日	…第4回安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議開催 パブリックコメントの実施概要の説明

2 パブリックコメント手続

第2次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画（案）に対する 意見募集実施の概要

1 意見募集期間

2019年12月20日（金）から2020年1月20日（月）までの32日間

2 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、持参

3 資料の配布・閲覧場所

市役所本庁舎2階市政刊行物コーナー、保健所食の安全推進課・広域食品監視センター、各区役所総務企画課広聴係、各区役所健康・子ども課（保健センター）、各まちづくりセンター、札幌市消費者センター、札幌市産業振興センター、札幌中小企業支援センター

4 意見募集の結果

- (1) 意見の提出者数 4名
- (2) 意見の件数 13件
- (3) 意見の内訳

項目	件数(内訳)
第1章 計画の策定に当たって	0
第2章 前計画の取組と評価	0
第3章 札幌市を取り巻く現状と今後の課題	0
第4章 基本理念と目指す都市像	0
第5章 施策	12
(施策目標Ⅰ：誰もが食の安全の確保の主役となる街)	
基本施策1 生産から販売までの安全確保	(3)
基本施策2 事業者の自主的取組の促進	(0)
基本施策3 危機管理体制の強化・充実	(0)
基本施策4 食品等の安全性に関する学習	(3)
(施策目標Ⅱ：食の安心と魅力あふれる街)	
基本施策1 相互理解の促進	(5)
基本施策2 食産業・観光の振興への寄与	(1)
第6章 計画の推進体制と進行管理	1
合計	13

5 結果の公表

保健福祉局ホームページで、意見の概要及び札幌市の考え方を公表

札幌市安全・安心な食のまち推進条例

平成25年3月28日 札幌市条例第15号
 改正 平成26年10月6日 札幌市条例第59号
 平成27年7月17日 札幌市条例第38号

目次

第1章	総則（第1条－第7条）
第2章	食の安全・安心の確保を推進するための計画（第8条）
第3章	食の安全・安心の確保に関する施策（第9条－第26条）
第4章	安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議（第27条）
第5章	雑則（第28条）
附則	

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民及び観光客その他の滞在者（以下「観光客等」という。）の健康を保護し、安全・安心な食のまち・さっぽろを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食の安全・安心 食品等の安全性並びに食品等に対する市民及び観光客等の信頼をいう。
- (2) 安全・安心な食のまち・さっぽろ 本市において、次に掲げるような状況にあって、食の安全・安心が確保されていることをいう。
 - ア 一人一人の市民が、食品等の安全性について理解と関心を有していること。
 - イ 個々の事業者が、食の安全・安心の確保を第一に考えて行動していること。
 - ウ 市民と事業者との間で食に関する信頼関係が構築されていること。
 - エ 食品等の生産から消費又は使用に至る一連の行程の各段階において、安全の管理が図られていること。
 - オ 本市に関わる食品等を消費し、又は使用する者が、その食品等の安全性を認識し、かつ、その食品等を信頼していること。
 - カ 市民及び観光客等が、安心して食を楽しめること。
- (3) 食品 全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除く。）をいう。
- (4) 食品等 食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）、添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第5項に規定する容器包装をいう。）をいう。
- (5) 事業者 食品等に関する生産、採取、製造、輸入、加工、販売その他の事業活動を行う者をいう。
- (6) 特定事業者 次に掲げる事業者又は団体であって、市内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。
 - ア 食品等の生産、採取、製造、輸入又は加工を業とする事業者（規則で定めるものを除く。）
 - イ 食品等の販売を業とする事業者であって、規則で定めるもの
 - ウ 農林水産物（食品の原料又は材料として使用されるものを含む。）の生産又は採取を業とする事業者が組織する団体

(基本理念)

- 第3条** 食の安全・安心の確保は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。
- (1) 食の安全・安心を確保するに当たっては、市民及び観光客等の健康保護が最も重要であるという認識の下に、必要な措置が講じられること。
 - (2) 食品等の生産から消費又は使用に至る一連の行程の各段階において、市及び事業者並びに市民がそれぞれの責務又は役割を主体的に果たすこと。
 - (3) 市民、事業者及び市が情報を共有し、相互に理解を深め、連携を図り、及び協働して、食の安全・安心に関する取組が行われること。
 - (4) 食品等による健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき必

要な措置が講じられること。

- (5) 食の安全・安心の確保が、食を通じた魅力あるまちづくりを支える基盤であり、食産業及び観光の振興にも寄与するとの認識の下に、食の安全・安心の確保に関する取組が行われること。

(市の責務)

第4条 市は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者の意見を食の安全・安心の確保に関する施策に反映させるために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、市民、事業者及び市の連携及び協働により、食の安全・安心の確保に関する取組が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市は、食の安全・安心の確保に関する施策を円滑かつ効果的に実施するよう国、他の地方公共団体その他の関係団体等との密接な連携に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、食品等の安全性を確保するために必要な措置を適切に講ずるとともに、自主的な衛生管理を積極的に実施しなければならない。

- 2 事業者は、食品等の分かりやすい表示、正確かつ適切な情報の公開及び提供並びに市民との積極的な交流等を通じて、食品等に対する市民及び観光客等の信頼の確保に努めるものとする。
- 3 事業者は、食の安全・安心の確保に関する市の施策に協力するものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、次に掲げる事項に取り組むよう努めることにより、食の安全・安心の確保に関し積極的な役割を果たすものとする。

- (1) 食品等の選択に当たって適切に判断できるように食品等の表示に関する必要な知識を身に付けるとともに、食品等の保存、調理、使用その他の取扱いによって健康に悪影響を及ぼすことがないように食品等の安全性に関する知識と理解を深めること。
- (2) 事業者の食の安全・安心の確保に関する取組について理解を深めるとともに、その取組に意見を表明し、及び協力すること。
- (3) 食の安全・安心の確保に関する市の施策に意見を表明し、及び参加すること。

(財政上の措置)

第7条 市は、食の安全・安心の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 食の安全・安心の確保を推進するための計画

(推進計画)

第8条 市長は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 食の安全・安心の確保に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を推進するために必要な事項
- 3 市長は、推進計画を策定するに当たっては、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、推進計画を定めた場合は、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。
- 6 市長は、毎年度、推進計画に基づく施策の実施状況を、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議に報告するとともに、公表しなければならない。

第3章 食の安全・安心の確保に関する施策

(生産から販売までの監視、指導等)

第9条 市は、食品等の安全性を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、関係機関と連携を図りながら、監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第10条 市は、食品等の安全性の確保に関する施策を最新の科学的知見に基づき効果的に実施するため、調査研究の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集等及び提供)

第11条 市は、食の安全・安心の確保に関し、情報の収集、整理、分析等を行い、市民、観光客等及び事業者に対し、正確かつ適切な情報の提供を行うものとする。

(事業者による情報の公開及び提供の推進)

第12条 市は、事業者が自主的に行う食の安全・安心の確保のための取組に関し、事業者による情報の公開及び提供が推進されるよう、必要な支援を行うものとする。

(情報及び意見の交換の促進等)

第13条 市は、食の安全・安心の確保に関し、市民、事業者及び市の連携及び協働による取組が推進されるよう、相互の情報及び意見の交換の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(適正表示の推進)

第14条 市は、食の安全・安心の確保に重要な役割を果たしている食品等の表示が適正に行われるよう、事業者に対し必要な助言及び指導を行うとともに、市民に対する食品等の表示に係る制度の普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

第15条 市は、地産地消の推進を通じて、食の安全・安心の確保に資する食品の生産及び供給の拡大を図るとともに、市民と事業者の相互理解及び両者の食の安全・安心の確保に関する意識の向上を図るものとする。

(学習の機会の提供等)

第16条 市は、市民及び事業者が食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、食の安全・安心の確保に関する取組を適切に行えるよう、学習の機会の提供、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進)

第17条 市は、市民、特に子どもたちが食の大切さ及び食品等の安全性に関する理解を深め、適切な判断力を養うことができるよう、食育の推進を通じて、食の安全・安心の確保に関する知識の普及啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第18条 市は、食の安全・安心の確保の推進を担うべき高度な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境への配慮)

第19条 市は、食の安全・安心の確保に関する施策の実施に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について配慮するとともに、必要に応じ環境保全のための施策との連携を図るものとする。

(市民の自発的な取組の支援)

第20条 市は、市民による食の安全・安心の確保に関する自発的な取組が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(事業者の自主的な取組の促進)

第21条 市は、事業者による食品等の安全性の確保に関する自主的な取組を促進するため、高度な衛生管理を行う事業者の取組を推進する制度の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(表彰)

第22条 市長は、食の安全・安心の確保に関し、特に優れた取組をした者を表彰することができる。

(食産業及び観光の振興への寄与)

第23条 市は、食産業及び観光の振興に寄与するため、事業者との連携及び協働により、食の安全・安心の確保の観点から必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(危機管理体制の整備等)

第24条 市は、食品等による健康への重大な被害の発生を未然に防止し、又は当該被害が発生した場合に迅速かつ適切に対処するため、危機管理体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

(自主回収の報告等)

第25条 特定事業者は、生産、採取、製造、輸入、加工又は販売を行った食品等の自主的な回収(法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて行うものを除く。以下「自主回収」という。)に着手した場合において、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、速やかに当該自主回収の着手について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

- (1) 食品衛生法の規定に違反する食品等(同法第19条第2項の規定に違反する食品等にあっては、規則で定めるものに限る。)

(2) 前号に掲げるもののほか、健康への被害を未然に防止し、又は当該被害の拡大を防止する観点から、この項の規定による報告が必要と認められる食品等として規則で定めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する食品等の自主回収の着手については、前項の規定は、適用しない。

(1) 消費者に販売されていないことが明らかであるもの

(2) 販売の相手方である消費者が特定されているもの（当該販売を行った事業者において、当該消費者に直ちに連絡をすることができる場合に限る。）

(3) 市外において生産、採取、製造、輸入又は加工を行った食品等であって、市内に流通していないことが明らかであるもの

3 第1項の規定による報告を行った特定事業者は、当該報告に係る自主回収を終了した場合は、速やかにその旨を規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

4 市長は、第1項及び前項の規定による報告を受けた場合は、速やかに当該報告の内容を公表するものとする。

（緊急事態への対処）

第26条 市長は、食品等による健康への重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「緊急事態」という。）において、当該緊急事態に対処するため必要があると認めるときは、法令に定める措置を講ずるときを除き、当該緊急事態を招いた事業者に対し、緊急事態である旨及びその内容等の公表、食品等の回収その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、当該事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者に対して、あらかじめ、意見の聴取を行わなければならない。ただし、公益上緊急を要する場合は、この限りでない。

第4章 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議

第27条 市長の附属機関として、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、推進計画について調査審議し、及び意見を述べること。

(2) 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する重要事項について調査審議し、及び意見を述べること。

3 推進会議は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、推進会議に臨時委員を置くことができる。

7 推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 雑則

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第25条の規定は、同年10月1日から施行する。

2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。別表その他の附属機関の委員の項中「公文書管理審議会委員」を「公文書管理審議会委員
安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議委員」に改める。

附 則（平成26年条例第59号）

1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成27年条例第38号）

1 この条例は、公布の日から施行する。